

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	犬山市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/koseki/1000643/1000644.html

執行機関名 犬山市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第40号)別表第1第3の項 犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、これらの家庭の医療費の一部(以下「母子父子家庭医療費」という。)を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)第2条、第2条の2、第2条の3、第3条、第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)第4条の母子父子家庭医療費支給に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)第2条、第2条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)第2条の3第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年条例第20号)第2条の3第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う者に係る障害に関する情報

備考	
----	--